

地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策)  
策定マニュアル

---

(第1版)

平成21年 月

環 境 省



## はじめに

記述予定  
(環境省総合環境政策局、地球環境局として記述)



# 目 次

## マニュアル利用の手引き

### 1. 実行計画策定の背景、意義

- 1.1 地方公共団体実行計画策定の背景
- 1.2 地方公共団体実行計画の意義

### 2. 温室効果ガス排出量及び吸収量の現況推計

- 2.1 地方公共団体実行計画における現況推計の位置付け
- 2.2 把握対象の整理と既往調査等による温室効果ガスの現況推計方法 4
- 2.3 エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の算定
- 2.4 エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガス排出量の算定
- 2.5 排出増減要因分析方法
- 2.6 温室効果ガス排出量算定に必要なデータの整理

### 3. 温室効果ガス排出量及び吸収量の将来推計

- 3.1 新実行計画（区域施策）における目標設定の方法
- 3.2 現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量の推計方法
- 3.3 対策ケースの温室効果ガス排出量の推計方法

### 4. 温室効果ガス排出抑制等に関する施策について

- 4.1 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項に係る施策
- 4.2 その区域の事業者または住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項に係る施策
- 4.3 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項に係る施策
- 4.4 その区域内における廃棄物等の発生の抑制その他の循環型社会の形成に関する事項に係る施策

### 5. 対策・施策総括表

- 5.1 対策・施策総括表
- 5.2 ロードマップの作成
- 5.3 ロードマップ作成の手順

### 6. 対策推進の施策立案、推進体制

- 6.1 庁内推進体制、地域内推進体制
- 6.2 施策進捗状況把握、評価方法（PDCA サイクルの考え方）

## 【資料編】

- 「市区町村別自動車交通 CO<sub>2</sub> 排出推計テーブル」による毎年の排出量の推計方法
- 「削減ポテンシャル」の算定方法
- エネルギー需要量の将来推計に際し、当該地方公共団体の「マクロ経済モデル」を用いて関連する活動量を推計した事例
- 温室効果ガス排出削減対策・吸収源対策の概要と温室効果ガス削減効果の目安

## マニュアル利用の手引き

### (1) 策定のポイント、狙い

平成 20 年 6 月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）において、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市（指定都市等）の地方公共団体に対し、現行の地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する区域全体の自然的社会的条件に応じた施策について盛り込むことが義務付けられました。また、法では、この新しい地方公共団体実行計画（以下「新実行計画（区域施策）」という。）と、都市計画や農業振興地域整備計画等の関連施策との連携を図ることも求められることとなりました。

さらに、低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定）において、2050 年の長期目標として、現状から 60～80%削減を行うことが我が国の目標とされ、国の取組だけでなく、地方公共団体の積極的な取組も益々重要性を増してきています。

他方、これまで環境省では、地域の温室効果ガスの排出抑制等のための施策を推進し、特に中小規模の市区町村の計画策定を促すため、「地域推進計画ガイドライン」（第 3 版）（以下「ガイドライン第 3 版」という。）において、現状把握、将来推計の手続を簡素化したものを提示していましたが、積極的に取り組む地方公共団体にとっては、対策効果が把握しにくいという反省点がありました。

これらの状況を踏まえ、ガイドライン第 3 版を全面的に見直し、新実行計画（区域施策）マニュアル第 1 版として、以下を重点的に盛り込みました。

- 特に、市区町村レベルの対策効果の把握を図るため、現況推計の精度を向上
- 計画期間について、2012 年までの京都議定書第 1 約束期間に加え 2050 年長期目標を視野
- 長期目標を踏まえ、2020 年から 2030 年までの中期を前提とした計画の立案方法（目標の設定方法、将来推計の手法、対策・施策立案の基本的考え方等）

義務付け 今回義務付けされた都道府県及び指定都市等以外の市区町村（以下「その他市区町村」という。）においては、法改正前と同様に、法により計画策定の努力義務が定められています（法第 20 条第 2 項）。しかし担当者数が限られているなどの事情を考慮し、必ずしも温室効果ガス排出量の定量評価を必須としないなど、新実行計画（区域施策）として最低限具備すべき内容を明記し、計画策定自体が目的化しないよう配慮しました。

なお、区域全体の温室効果ガスの排出抑制等のための計画は、これまで「地球温暖化対策地域推進計画」の名で浸透していましたが、今回の法改正を機に、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（略称「新実行計画（区域施策）」）とし、従前の地方公共団体実行計画については、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」（略称「新実行計画（事務事業）」）とすることとします。

※本マニュアルの性格

新実行計画（区域施策）の策定・実施は、自治事務として各地方公共団体の判断に基づき、その責任の下で行われます。本マニュアルは、その各地方公共団体の判断として参考となる事項を記した、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものです。

各地方公共団体が、地球温暖化対策を推進する上で、また、その地域の実情をかんがみ、内容が合理的と判断されるならば、新実行計画（区域施策）の策定・実施の各段階において、本マニュアルを活用していただきたいと考えています。

## (2) 計画の構成（イメージ）

### ●実行計画策定の背景、意義

地域において問題意識を共有するため、地球温暖化の現状や国際、国内の動向、地域特性等を踏まえ、地域における地球温暖化対策に取り組む背景を記載します。

### ●温室効果ガス排出量の現況推計

新実行計画（区域施策）には、現状の温室効果ガス排出量を盛り込む必要があります。

現状の温室効果ガス排出量では、まず基準年と、データの入手が可能な最新年の排出量を把握し記載します。

温室効果ガス排出量は、地域全体の総量だけでなく、部門別、温室効果ガスの種類別、排出起源別排出量もあわせて記載します。

更に、温室効果ガス排出量を算出する際に推計した、エネルギー消費量も、総量と部門別排出量を記載します。

### ●目標設定

新実行計画（区域施策）には、基準年と目標年を定め温室効果ガス排出量の削減目標を盛り込みます。

将来推計を行い、短期・中期・長期の削減目標を定めることを推奨します。

### ●対策・施策の立案

法で定める施策分類に沿って、中期における「野心的かつ実行可能」な対策・施策を検討し記載します。

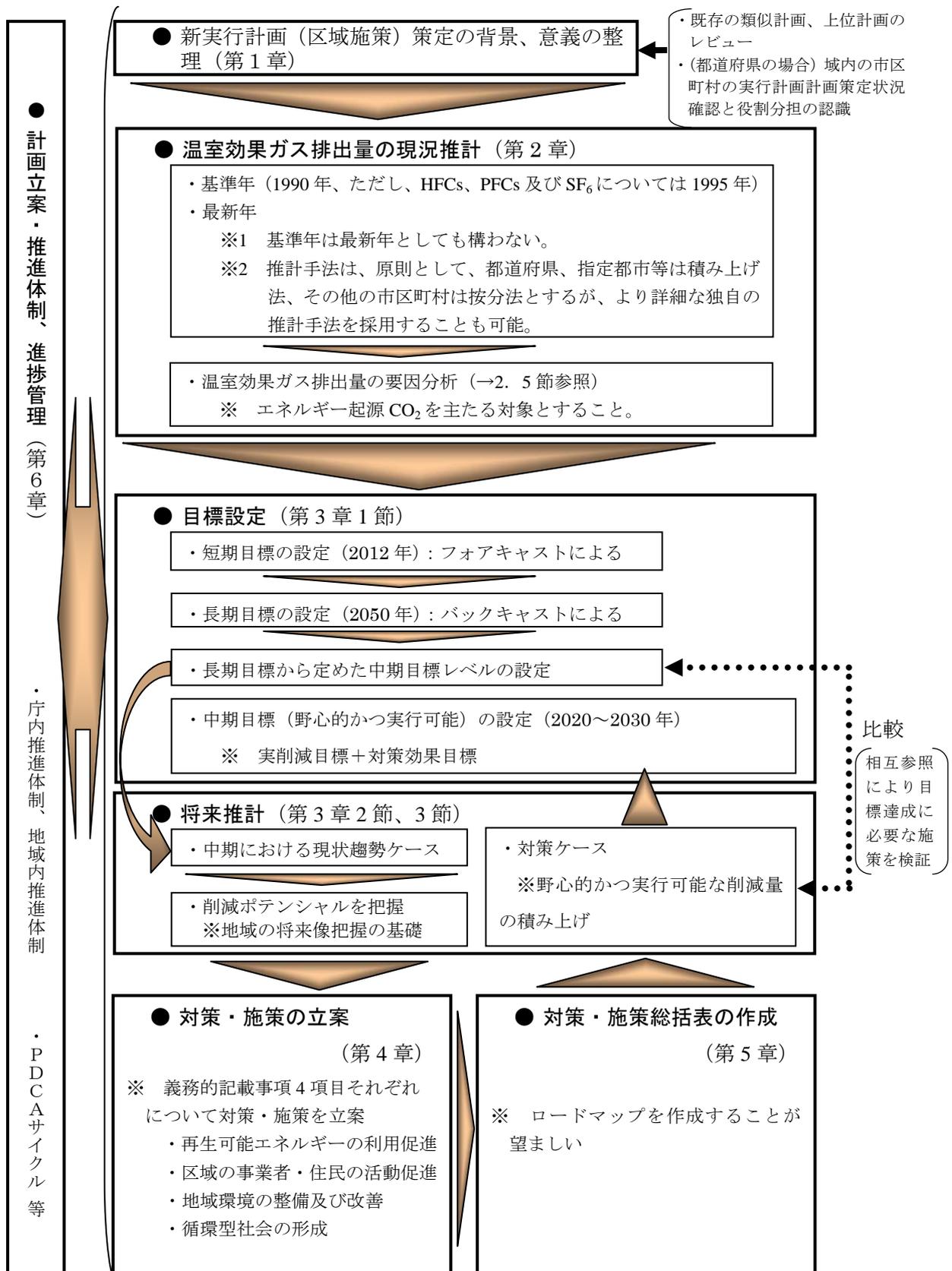
●計画立案・推進体制・進捗管理

新実行計画（区域施策）は、多くの関係者と調整しつつ策定・実施することとなりますので、庁内及び地域内の推進体制や進捗管理について記載します。

（3）計画策定の手順フローイメージと本マニュアルの対応関係

次頁以降には、新実行計画（区域施策）策定の手順フローイメージと本マニュアルの対応関係を提示しました。

## 新実行計画(区域施策)策定の手順フローイメージと本マニュアルの対応関係



注1) 本マニュアルの構成は、各章・各節等の冒頭にある二重四角囲みの中に、法の趣旨から計画に記載すべきとされる事項を示し、他は、その記載事項の内容を検討する上で参考となるような情報を掲載しました。

注2) 本マニュアルは、法第20条の3に定める地方公共団体実行計画のうち、区域の自然的社会的条件に応じた施策の立案に資するものです。地方公共団体の事務・事業に係る計画の策定には、以下を参照してください。

なお、本マニュアルにおいても、廃棄物の対策や率先導入など、事務・事業に関しても、区域全体の排出抑制等の観点から一部重複して記述しています。

「地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアル」(平成19年3月)

[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/sakutei\\_manual/index.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/sakutei_manual/index.html)

注3) 本マニュアルは、地方公共団体における計画策定を支援するため必要となる情報を整理したものであり、国際交渉の状況や国内動向により、今後も必要に応じて内容を充実させていく予定です。

## 1. 実行計画策定の背景、意義

第1章では、実行計画を策定するにあたって把握すべき地球温暖化防止に関する国際動向及び国内の主な施策について解説します。また、実行計画の法的位置づけや、地方公共団体の役割について整理し、都道府県、市区町村における現在の策定状況を紹介します。

### 1.1 地方公共団体実行計画策定の背景

<計画に定める事項>

地域において問題意識を共有するため、地球温暖化の現状や国際、国内の動向、地域特性等を踏まえ、地域における地球温暖化対策に取り組む背景について記載します。

<参考情報>

#### 1.1.1 地球温暖化防止に関する国際動向

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年に気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効しました。また、これを受けて1997年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第一約束期間に、1990年レベル（フロン等3ガスについては1995年）から6%削減するとの目標が定められました。

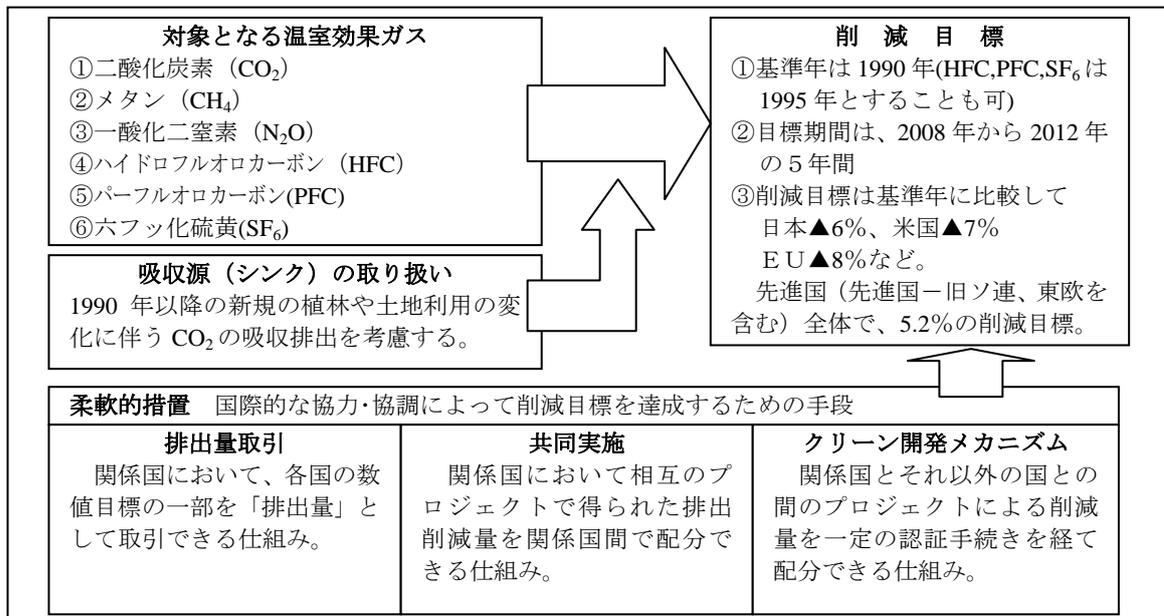


図 1.1-1 京都議定書の概要

2007年2月のIPCC第4次報告書によれば、気候が温暖化していることは疑う余地がな

く、最近 50 年は過去 100 年の 2 倍に温度上昇が加速しているとされています。また、CO<sub>2</sub> の発生を現状に留めた場合でも、今後 20 年間は 10 年で 0.2℃の割合で気温の上昇が見込まれています。

また、同報告書の世界の平均気温の予測によれば、環境保全と経済発展を地球的規模で両立させる努力をした場合でも、今世紀末の気温上昇は 1.8℃となり、化石エネルギーを重視する高い経済成長を目指す気温の上昇は 4.0℃になると予想されています。

気候変動枠組条約の究極的な目的である「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を達成するためには、このような水準を確保しつつ、排出される温室効果ガスの量と吸収される温室効果ガスの量とが均衡し、地球の大気中の温室効果ガスストックとしての量に変化しない状態にする必要がある。

このため、我が国は、2007 年には、世界全体の排出量の半減を 2050 年までに実現することを全世界の共通目標とすることを提案する「美しい星 50 (Cool Earth 50)」を発表し、また、2008 年 1 月ダボス会議では、世界の排出量を 10～20 年の間にピークアウトし、2050 年には少なくとも半減するという「クールアース推進構想」を表明しました。

同年 7 月の G8 洞爺湖サミットにおいても、2050 年までに世界全体の排出量を少なくとも 50%削減するとの目標を気候変動枠組条約の締約国間で共有し、採択を求めることで合意し、国際交渉を続けています。

また、中期目標についても、政府は平成 21 年 6 月までに発表する予定です。

## 1.1.2 地球温暖化防止に関する国内動向

### (1) 概要

国際的な動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）が平成 10 年 10 月に公布され、平成 11 年 4 月に施行されました。法では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、その後の改正を経て、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組を整備するものとなっています。さらに、平成 20 年 6 月の法改正により、排出抑制等指針の策定や、地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大などが盛り込まれました。

また、地球温暖化対策に関する具体的な取組については、京都議定書の発効を受けて、平成 17 年 4 月に「京都議定書目標達成計画」（以下、「目標達成計画」という。）が定められ、京都議定書で定められた基準年比 6%削減の目標達成に向けた基本的な方針が示されると共に、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示され、特に地方公共団体に期待される事項も示されました。さらに平成 20 年 3 月の改定において、「集約型・低炭素型都市構造の実現」などの追加対策が盛り込まれ、ますます地方公共団体の役割が重要となってきています。

さらに、国際的に世界の温室効果ガス排出量を 2050 年までに半減させることを提案している日本の責任として、低炭素社会づくり行動計画(平成 20 年 7 月閣議決定)において 2050 年までに現状から 60~80%削減するという目標を定めました。同計画には、太陽光発電の導入量の大幅拡大等の革新的技術開発と既存先進技術の普及や、国全体を低炭素化に動かす仕組みとして、二酸化炭素に価格をつけ、市場メカニズムを活用するとともに、二酸化炭素排出に関する情報提供を促進すること等が盛り込まれるとともに、地方の特色をいかした低炭素型の都市・地域づくりが位置づけられています。

## (2) 国の主な施策

### ① 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 (平成 18 年 4 月施行)

事業者が自らの活動により排出される温室効果ガスの量を算定し、PDCA サイクルに基づいた自主的な取組みを促進することが狙い。制度では、「エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法)」の対象事業所及び一定以上 (ガス別に CO<sub>2</sub> 換算で年間 3,000 トン以上の排出) の温室効果ガスの排出を行う事業者に対して排出量の算定と報告を義務付け、国は報告に基づいて、企業、業種、都道府県毎に排出量を集計し、公表しています。平成 21 年 4 月からは、法改正により対象がフランチャイズチェーンまで拡大しました。

➤ 算定・報告・公表制度ウェブサイト：<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

### 1.1.3 温室効果ガスの種類と我が国の排出実態

人為的に発生する温室効果ガスとしては、燃料の燃焼に伴う CO<sub>2</sub> の寄与が最も多くなっていますが、それ以外にもさまざまな発生源から排出されています。

表 0-1 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	主な対策*
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの 9 割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	セメント製造、生石灰製造などの工業プロセスから主に発生。	エコセメントの普及など
メタン(CH <sub>4</sub> )	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも 2~3 割を占める。	埋立量の削減など
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ 3~4 割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
HFCs	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換など
PFCs	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換など
SF <sub>6</sub>	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊など (半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換など

\* 「主な対策」は、将来的な技術開発の結果見込まれるものを含む。

我が国の温室効果ガスの総排出量は、平成 19 年度（2007 年度）速報値で CO<sub>2</sub> 換算 13 億 7,100 万トﾝであり、京都議定書の基準年（1990 年。ただし、HFCs、PFCs 及び SF<sub>6</sub> については 1995 年）の排出量である CO<sub>2</sub> 換算 12 億 6,100 万トﾝと比べると、8.7%の増加となっています。

まずは、増加傾向にある温室効果ガスの排出量をまず減少基調とさせ、その上で京都議定書の目標の達成、継続的な排出削減を図っていく必要があります。

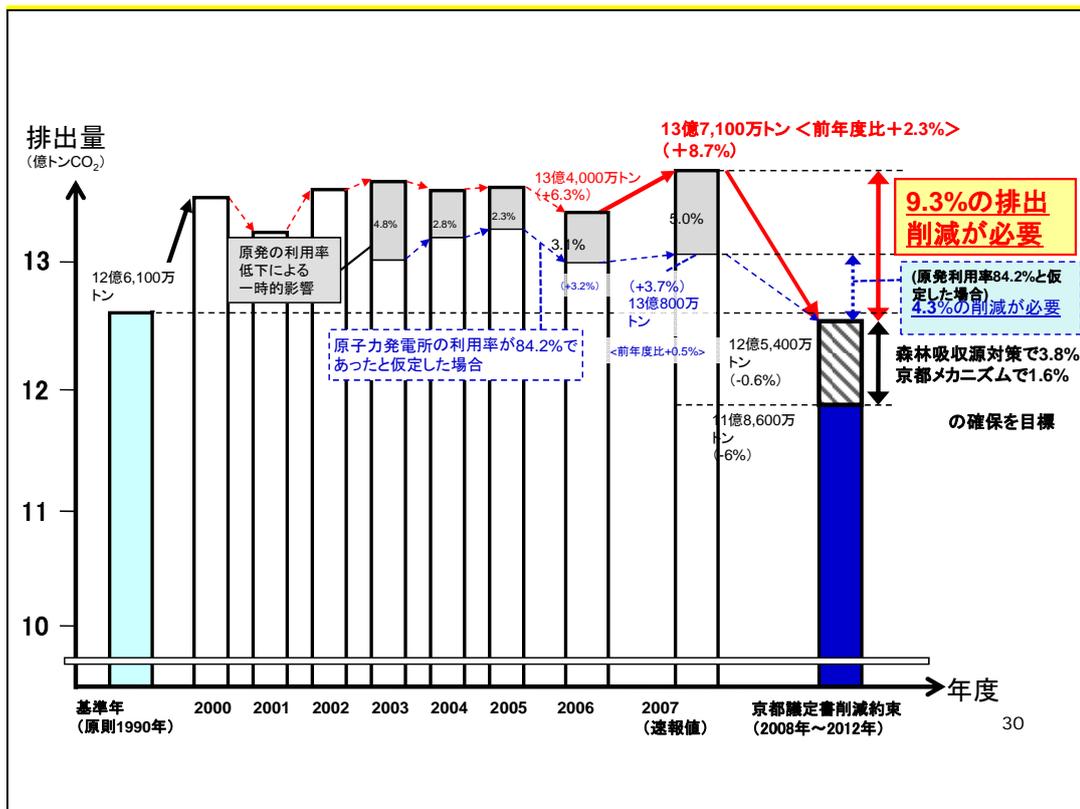


図 0-1 我が国の温室効果ガスの排出量(2007 年度速報値)

### コラム 1 ～ 環境モデル都市 ～

政府は、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げ、先駆的な取組にチャレンジする都市を「環境モデル都市」として選定し、関係省庁が連携してその実現を支援しています。

環境モデル都市選定の視点・基準は以下のとおりです。

- ①温室効果ガスの大幅な削減を目標とすること
- ②先導性・モデル性に優れること
- ③地域に適応した取り組みであること
- ④取組の円滑かつ確実な実施が見込まれ実現可能性が高いこと
- ⑤都市・地域の新たな活力の創出等に支えられ、取組が持続的に展開されること、。

2008年7月に82件の応募から、環境モデル都市6自治体が選定されました。更に、追加選定の候補として7自治体が選定され、同7自治体は、2009年1月に、すべて環境モデル都市に選定されました。

◇2008年7月選定:横浜市、北九州市、富山市、帯広市、下川町、水俣市

◇2009年1月選定:京都市、堺市、飯田市、豊田市、橋原町、宮古島市、千代田区

## 1.2 新実行計画（区域施策）の意義

### 1.2.1 新実行計画（区域施策）の法的根拠

我が国の地球温暖化対策の基本的な方針を定める地球温暖化対策推進法は、地方公共団体の責務として、法第20条第2項において区域内における活動から排出される温室効果ガスの排出抑制のための総合的かつ計画的な施策を策定・実施に努めることとしています。

さらに、平成20年6月の改正により、法第20条の3において、自らの事務及び事業に関する計画に加え、都道府県、指定都市、中核市及び特例市においては、区域の温室効果ガスの排出抑制等についての施策の策定が義務付けられました。

表 1.2-1 地球温暖化対策推進法に定められた地方公共団体の責務

<p>(国及び地方公共団体の施策) 第20条 (略) 2 <b>都道府県及び市町村</b>は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。</p>	<p>区域全体の施策に係る努力義務</p>
<p>(地方公共団体実行計画等) 第二十条の三 <b>都道府県及び市町村</b>は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の<b>事務及び事業に関し</b>、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 地方公共団体実行計画の目標 三 実施しようとする措置の内容 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項</p>	<p>事務・事業に関する計画策定義務</p>
<p>3 <b>都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）</b>は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その<b>区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項</b>として次に掲げるものを定めるものとする。 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項</p>	<p>区域全体の施策の策定義務</p> <p>区域全体の施策に係る義務的記載事項(4項目)</p>
<p>4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。 5～11 (略)</p>	<p>関連施策と連携した排出抑制等</p>

### 1.2.3 京都議定書目標達成計画との関係

地方公共団体実行計画は、法第 20 条の 3 第 1 項において「京都議定書目標達成計画に即して」とされています。その趣旨は、京都議定書の 6%削減の約束を達成するため、京都議定書目標達成計画に定められた地方公共団体に係る対策・施策について、着実に実施されるよう地方公共団体実行計画の内容が定められることが必要であると解されます。

なお、京都議定書目標達成計画においては、「世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに世界で半減」することを目指す旨も記述されており、中長期の観点を含んだものとなっています。

#### ○京都議定書目標達成計画（平成 20 年 3 月閣議決定）

##### 第 1 章：地球温暖化対策の基本的方向

##### 第 1 節 我が国の地球温暖化対策の目指すべき方向

##### 1. 京都議定書の 6%削減約束の確実な達成

我が国は、温室効果ガスの総排出量を 2008 年から 2012 年の第 1 約束期間に基準年から 6%削減することを内容とする京都議定書の約束達成のため、必要な取組を推進する。京都議定書の約束期間において、対策が遅れば遅れるほど、6%削減約束の達成のために短時間で大幅な削減を達成するための措置を講じなければならなくなることから、現段階で導入可能な対策・施策を直ちに実施することにより、確実な削減を図る。

##### 2. 地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減

京都議定書に定められた先進国の削減約束の達成は、温室効果ガスの大気中濃度の安定化という気候変動枠組条約の究極的な目的の達成のための一里塚である。さらに、2007 年 5 月に我が国が発表した「美しい星 50」においては、「世界全体の排出量を現状から 2050 年までに半減」という長期目標を世界共通目標として提案している。この目標の達成に積極的に貢献するために、まずは京都議定書の 6%削減約束の達成を図り、更なる長期的・継続的かつ大幅な排出削減へと導く。

このような観点から、6%削減約束の達成のための対策・施策を「美しい星 50」に基づく 2013 年以降の中期戦略、2050 年までの長期戦略につながる全体の取組の中に位置付け、京都議定書の約束達成の取組とこれら中長期的取組との整合性を確保しつつ、革新的な技術開発と併せて温室効果ガスの排出削減が組み込まれた低炭素社会の構築を目指す。

また、地球温暖化は、その原因と影響が地球規模にわたることから、世界全体の排出削減につながるよう地球温暖化対策の国際的連携の確保を進める。

この京都議定書目標達成計画の閣議決定がなされた後、平成 20 年 7 月に低炭素社会づくり行動計画が閣議決定され、京都議定書目標達成計画の記述をより具体化し、我が国としても 2050 年までに温室効果ガスを現状から 60～80%削減することが目標に掲げられました。

また、温室効果ガスの高い削減目標を掲げた環境モデル都市が、政府によって選定されるなど、中長期を視野に入れた地方公共団体の積極的な取組が既に始まっています。

大気中の温室効果ガスの濃度安定化を視野に入れた法の目的（第 1 条）もかんがみ、地方公共団体実行計画においても、2050 年の我が国の目標を踏まえた記述が盛り込まれることが推奨されます。

#### 1.2.4 地方公共団体の役割

##### （1）地方公共団体に期待される役割

改正法では、地方公共団体の自治事務である 4 項目についての施策の立案が求められています。また、目標達成計画では、地方公共団体の基本的な役割として以下のように定めています。

表 1.2-2 目標達成計画に定められた地方公共団体の基本的役割（抜粋 p20）

##### （1）地域の特性に応じた対策の実施

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努める。

例えば、低炭素型のまちづくり、公共交通機関や自転車の利用促進、バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入、地域住民に身近なごみ問題への取組など、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策に取り組む。

##### （2）率先した取組の実施

地方公共団体自身が率先的な取組を行うことにより地域の模範となることが求められる。このため、地球温暖化対策推進法に基づき、公立学校や公立病院も含め、地方公共団体の事務及び事業に関し実行計画を策定し、実施する。

##### （3）地域住民等への情報提供と活動推進

地域住民・企業へのきめ細やかな対応を実施するため、都道府県等の地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会が指定、委嘱、組織されている場合には、その活用を図りながら、教育、民間団体支援、先駆的取組の紹介、相談への対応を行うよう努める。

地方公共団体は、基本的な政策の方向性を示す国に協力しつつ、地域の状況を踏まえた取

組みを進めることが期待されています。対策においては、自ら率先的な取組を行うことで地域の模範になりつつ、関連機関等（地域地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会）と連携することで、地域の環境行政の担い手としてイニシアティブを発揮し、事業者や地域住民に対してもきめ細かい対策の促進を呼びかけることが出来ると考えられます。

特に、地方公共団体に期待される事項として、法第 20 条の 3 第 3 項各号の義務的記載事項 4 項目にあるように、自治事務として行う施策において、温暖化対策の観点から進めていくことが期待されています。

特に、国の長期目標である 2050 年までに現状から 60～80%の削減のためには、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施して初めて達成できると考えられます。

地方公共団体は、地域の住民・事業者身近な立場にあつて、彼らに対する（温室効果ガスの排出削減を直接の目的としてないものも含めて）多くの施策を担っています。それらの施策のあり方で、地域の温室効果ガスの排出量にも大きな影響を及ぼします。特に、まちづくりによる民生、運輸部門の削減、執行能力から国の関与が難しい中小事業者対策、地域資源の活用としての再生可能エネルギーの普及促進等は、地方公共団体の施策のあり方が、国全体、地球全体の排出削減の鍵となります。

各地の暮らし、産業活動、交通等の地域事情が異なることを踏まえて、国の施策との連携も図りつつ、また、事業者の全国規模での効果的なエネルギー効率の向上等に配慮しながら、事業者や地域住民と協力して取り組むことで、地域の自由な発想に基づいた、「地域発の地球温暖化対策」が全国各地で始められ、地球市民の一員である地方公共団体として低炭素社会の方向に引っ張っていくことが期待されています。

## (2) 特に都道府県に期待される役割

都道府県は、地域内の市区町村の活動実態等を踏まえた温暖化対策のマスタープランの策定を行います。また、地域内での対策をとりまとめて推進するコーディネーターとしての役割も期待されています。さらに、市区町村をまたがる広域的な地球温暖化対策を進めるとともに、都道府県の地球温暖化防止活動推進センター等を通じて、普及啓発や広報活動を進めることが望まれます。

また、目標達成計画では、特に都道府県に期待される役割として次のように示しています。

表 1.2-3 目標達成計画（抜粋 p69）

特に、都道府県は、地域のより広域的な公的セクターとして、主として、交通流対策やその区域の業務ビルや事業者の取組の促進といった、広域的で規模の大きな地域の地球温暖化対策を進めるとともに、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会及び地球温暖化防止活動推進員と協力・協働しつつ、実行計画の策定を含め市区町村の取組の支援を行うことが期待される。

また、地域ブロックごとに置かれる「地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を活用して、地方公共団体を中心とした地域の各主体の地球温暖化防止に関する取組をバックアップする。

都道府県は地域エネルギー・温暖化対策推進会議の活用など、広域的な取組を進めることが期待されています。

## (3) 特に市区町村に期待される役割

市区町村は、都道府県が定めるマスタープランを参考にしつつ、地域の特性を活かした特定のテーマを選び、地球温暖化対策に資する具体的な事業等の推進を担当することが望まれます。特に、指定都市、中核市及び特例市にあっては、都市計画や農業振興地域整備計画など他の施策と連携を図りつつ、温暖化対策を進めることが必要です。また、地域地球温暖化防止活動推進センターや、域内の地球温暖化防止活動推進員等を通じて、普及啓発や広報活動を進めることが望まれます。

目標達成計画では、特に市区町村に期待される役割として次のように示しています。

表 1.2-4 目標達成計画（抜粋 p70）

特に、市区町村は、その区域の事業者や住民との地域における最も身近な公的セクターとして、地球温暖化対策地域協議会等と協力・協働し、地域の自然的社会的条件を分析し、主として、地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援、地域資源をいかした新エネルギー等の導入のための調査・導入事業といった、より地域に密着した、地域の特性に応じて最も効果的な施策を、国や都道府県、地域の事業者等と連携して進めることが期待される。

都市計画や農業地域振興整備計画など、市区町村が自治事務として実施する施策においても温暖化対策を織り込むことにより、より実効的な取組を行うことが期待されています。

また、都道府県と比べより住民・事業者に近いことから、市区町村はより地域に密着したきめ細かな取組を行うことも期待されています。

#### 1.2.5 その他の主体の役割

ここでは、国などの地方公共団体以外の関係主体の役割について整理します。

なお、複数の主体による連携については、6章を参照してください。

##### (1) 国

国は、我が国全体としての地球温暖化対策推進に向けた対策の方向性を定めるとともに、施策を推進します。特に、エネルギー転換、貨物、都道府県をまたがって事業展開を図っている事業者など、国全体でネットワーク化された部門などは重点的な対応が必要です。また、地方環境事務所等を通じて、国の考え方を各地方公共団体に伝えることも重要です。さらに、新実行計画（区域施策）策定のための情報やツールの提供等により、地方公共団体の温暖化対策の推進を支援します。

##### (2) 地方環境事務所

地方環境事務所は、地方経済産業局等の国の地方機関と連携しつつ、国と都道府県を結ぶパイプとして、国の基本的考え方及び周辺情報を都道府県に伝達するとともに、管内の都道府県の施策動向や要望等を把握し、地方公共団体実行計画協議会等を通じ助言を行います。

##### (3) 全国地球温暖化防止活動推進センター（地球温暖化対策推進法第25条、以下、「全国センター」という。）

全国センターは、都道府県をまたがる区域での普及啓発・広報事業、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの支援やセンター間の情報共有、民生部門を中心とした温室効果ガスの排出抑制措置に関する調査等を担当します。